

# 日進市高等学校等修学助成制度のお知らせ

## ●目的

教育の機会均等および人材の育成に寄与するため、経済的理由により高等学校等の修学が困難な状況にある生徒を対象に、修学に必要な資金を助成する制度です。

## ●対象者

次の(1)から(3)までのすべてに該当する人が対象となります。

(1) 高等学校等に在学する人

※高等学校等とは学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する高等学校、中等教育学校（後期課程に限る。）、高等専門学校及び専修学校（修業年限が3年以上の高等課程に限る。）をいいます。

(2) 生徒とその保護者が、助成金の交付を受けようとする年度の5月1日に日進市に住所を有する人

(3) 経済的理由により修学困難であり、保護者の合算所得が以下の区分に該当する人

区分	年収目安	所得基準
I	生活保護 非課税	生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯に属する者 又は当該年度の市町村民税所得割額が非課税の者
II	350万円 未満	Iに該当する場合を除き、当該年度の課税所得額(課税標準額)に100分の6を乗じた額から、市町村民税の調整控除額(政令指定都市は当該額の4分の3を乗じた額)を控除した額の合算が51,300円未満の者

## ●修学助成金の額

所得区分	助成金の額(年額※2回に分割して交付)	
	国公立高等学校	私立高等学校
I	27,000円	39,000円
II	61,000円	75,000円

## ●交付対象期間

在籍する学校の正規の修学期間を修了するまで。

※高等専門学校及び専修学校は第3学年まで ※年度ごとに申請が必要となります

## ●申請手続き

次の(1)及び(2)の書類を日進市教育委員会に提出してください。

(1) 日進市高等学校等修学助成金交付申請書兼振込口座指定書（第1号様式）

※市役所2階学習政策課窓口、または市ホームページからダウンロードしてください。

<https://www.city.nisshin.lg.jp/departament/shogai/gakushu/5/2/3/2489.html>

(2) 在学証明書

(注) 令和6年1月1日時点で市内に保護者の住民登録がない場合は、別途、課税証明書の提出が必要となります。

(注) 課税情報が確認できない場合は、助成対象となりません。

## ●申請期間

令和6年5月1日(水)から6月28日(金)まで ※申請期間後は申請できません。

土日、祝日を除く午前8時30分から午後5時15分まで



### 《問い合わせ先・提出先》

日進市教育委員会 学習政策課学習戦略係

〒470-0192 日進市蟹甲町池下268番地

電話：0561-73-4169 ファクス：0561-74-0258

電子メール：gakushu@city.nisshin.lg.jp

## 【参考】交付対象の確認方法について

助成対象かどうかの判断は、毎年6月頃にお勤め先から配付される住民税決定通知書、または税務課で発行可能な所得証明書（課税証明書）にて確認ができます。

〔算出式〕

所得判定額＝①市町村民税の課税標準額×6％－②市町村民税の調整控除の額

### ①市町村民税の課税標準額の確認方法

a または b の方法で確認してください。

#### a. 住民税決定通知書から確認する方法

市町村民税の課税標準額「課税標準」と記載のある欄の全項目の合算値を確認します。

The image shows a screenshot of a '住民税決定通知書' (Resident Tax Determination Notice) from the City of Hiyoshi. A red box highlights the '課税標準' (Tax Standard) section, which includes '総所得' (Total Income), '山林・分離所得' (Forest/Divided Income), '市民税' (Municipal Tax), and '県民税' (Prefectural Tax). A yellow arrow points to this section. A callout box with a black border contains the text '全項目の合算額を計算に使用します' (Use the total amount of all items for calculation).

#### b. 所得証明書（課税証明書）から確認する方法

市町村民税の課税標準額「課税標準額」と記載のある欄の項目の合算値を確認します。

The image shows a '市民税・県民税課税 証明書 (及び所得証明)' (Municipal and Prefectural Tax Certificate and Income Certificate) for Hiyoshi City. A red box highlights the '課税標準額' (Tax Standard Amount) section, which includes '総所得' (Total Income) and '山林・分離所得' (Forest/Divided Income). A yellow arrow points to this section. A callout box with a black border contains the text '総所得+山林・分離所得の合算値を計算に使用します' (Use the total amount of total income + forest/divided income for calculation).

〇〇年分 合計所得 ××××× 円	課税標準額		令和〇年度 市・県民税		
	総所得	山林・分離所得	所得割額	均等割額	年税額
	××××× 円	0 円	市民税 ×××× 円	×××× 円	×××× 円
			県民税 ×××× 円	×××× 円	

### ②市町村民税の調整控除の額の確認方法

住民税決定通知書及び所得証明書（課税証明書）には記載がないため、直接税務課へお問い合わせください。

なお、一般的なご家庭の調整控除の額は1,500円前後となる場合が多数です。

〔注意事項〕

所得基準の判定には、令和6年度に確定した課税情報を基に行います（6月頃に確定）。5月に申請予定の方は、昨年度の課税情報を参考に申請していただきますが、判定は最新の課税情報にて行いますので、ご了承ください。※令和6年1月1日時点で市内に保護者の住民登録がある場合は、追加書類等の提出は不要です。